

幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで
 幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例等の期限の延長
 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法)

施行日:

①公布の日(令和6年6月19日)

※特例措置(1)(2)を5年間延長

②令和9年4月1日 ※特例措置(1)の対象から主幹
 保育教諭・指導保育教諭を除く

現
行

○幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等は、
幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要。

特例措置※

※令和6年度末まで
 認定こども園法一部改正法
 施行から10年間

(1) 幼稚園免許状・保育士資格の**いずれか一方**の
 免許状・資格のみで**保育教諭等となる**ことができる。

(2) 免許状・資格の**一方のみ**を持ち、一定の勤務経験を有する者は、一定の**単位を修得**すること等で、
もう一方の免許状・資格を取得できる。

支障

○特例措置の期限が到来し、**幼保連携型認定こども園で保育教諭等の確保が困難になるおそれ。**

併有する保育教諭等の割合は近年着実に改善しているが、一方で、施設数の増加に伴い、
 いずれか一方のみを有する職員数自体は令和4年4月1日時点で1万2千人程度。
 (幼保連携型認定こども園の保育教諭等の8%)

見
直
し
後

特例を5年間延長

・ただし、いずれか一方の免許状・資格のみで**主幹保育教諭・指導保育教諭**となることができる特例の延長は**2年間**とする。

※併有に向けた制度の周知、各施設における人事計画の策定、併有状況の公表などを通じ、特例期間内に併有が促進されるよう取り組む。



効果

○当面の保育の受け皿・
 保育人材の確保が図られる

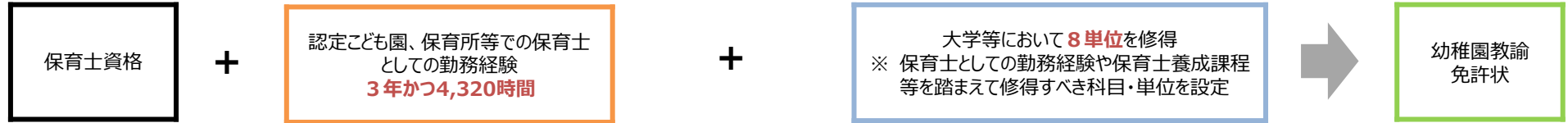


○特例期間内に保育教諭等に**必要な資格の取得**について各施設、自治体で**計画的な取り組み**が可能に

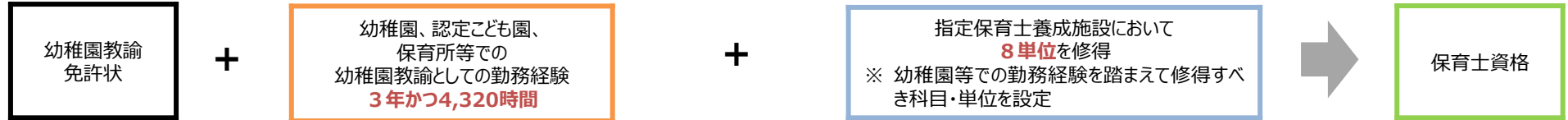
◆ いずれか一方の免許・資格のみの保育教諭等が**もう一方の免許・資格を取得するための要件を緩和する特例も令和11年度末まで延長**されました。

免許・資格の併有促進（3年特例）

【幼稚園教諭免許状】保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減

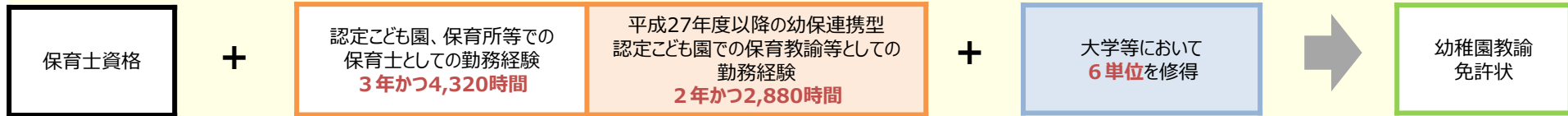


【保育士資格】幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減

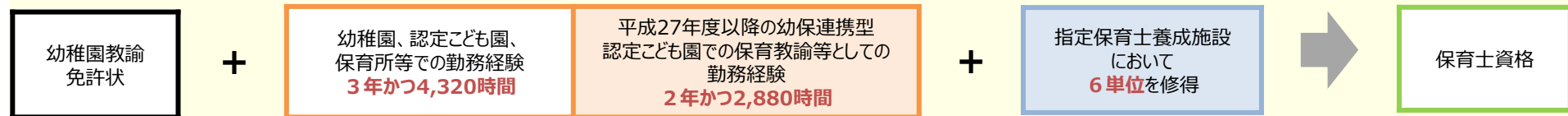


免許・資格の更なる併有促進策（幼保2年特例）

【幼稚園教諭免許状授与の更なる特例】



【保育士資格取得の更なる特例】



現行特例の「3年かつ4,320時間」に勤務経験を**上乘せ**

現行特例のうち更に「**2単位**」分の科目について修得したものとみなす

現行特例の「3年かつ4,320時間」に勤務経験を**上乘せ**

現行特例のうち更に「**2単位**」分の科目について修得したものとみなす

- ◆ 免許・資格の併有ができていない方からは、**特例対象講座・科目の開設を行っている学校等が近くにない**、認定こども園で**働きながら受講できるように配慮して欲しい**といったご意見もお伺いいたします。
- ◆ 幼稚園教諭免許状を取得できる大学・短期大学及び指定保育士養成施設に置かれましては、特例の延長期間（令和11年度末まで）の間に、免許・資格の併有が促進されるよう、**特例対象講座・科目の積極的な開設をお願いいたします。**

特例対象講座・科目の開設大学・短期大学等数（令和6年度）

	学校種別	3年特例 (8単位)	幼保2年特例 (6単位)	一部科目のみ
幼稚園教諭 免許状取得	大学	7か所	2か所	5か所
	短期大学	3か所	1か所	1か所
保育士資格 取得	大学	7か所	2か所	—
	短期大学	6か所	3か所	
	専門学校	7か所	2か所	

(参考) 保育士資格取得の所要資格の特例の科目と単位数について

修得が必要な特例教科目			(参考) 指定保育士養成施設で修得した教科目
科目名	3年特例	幼保2年特例	
福祉と養護 (講義)	2単位	2単位	社会福祉
			子ども家庭福祉
			社会的養護Ⅰ
子ども家庭支援論 (講義)	<u>2単位</u>	1単位	子ども家庭支援論
			子育て支援
保健と食と栄養 (講義)	2単位	2単位	子どもの保健
			子どもの食と栄養
乳児保育 (演習)	<u>2単位</u>	1単位	乳児保育Ⅰ
			乳児保育Ⅱ
合計単位数	<u>8単位</u>	6単位	—

※ 幼保2年特例は、幼保連携型認定こども園における実務経験を評価するものであることから、幼保連携型認定こども園が制度上担うこととされている乳児保育や子育て支援に関する実践を活かして、授業内容と結びつけることが適当である。また、特例教科目全体を通じて保育所保育指針に基づく保育及び子育て支援についての理解を深めることを念頭に置き、各特例教科目の講義・演習を実施することが求められる。（「指定保育士養成施設指定基準について」（平成15年12月19日付け雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）別添3）

(参考) 幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例の科目と単位数について

取得可能な免許状の種類			3年特例	幼保2年特例
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	—	—
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	2（※2）	1（※3）
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	—	—
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2（※1）	2（※1）
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	—	—
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	—	—
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1	1
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	（※2）	（※3）
		幼児理解の理論及び方法	1	—
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	—	—
	教育実践に関する科目	教育実習	—	—
教職実践演習		—	—	
大学が独自に設定する科目			—	—
合計単位数			8	6
(参考) 幼稚園教諭免許状取得に要する最低単位数			一種：124単位、二種：62単位	

※1 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるよう留意。

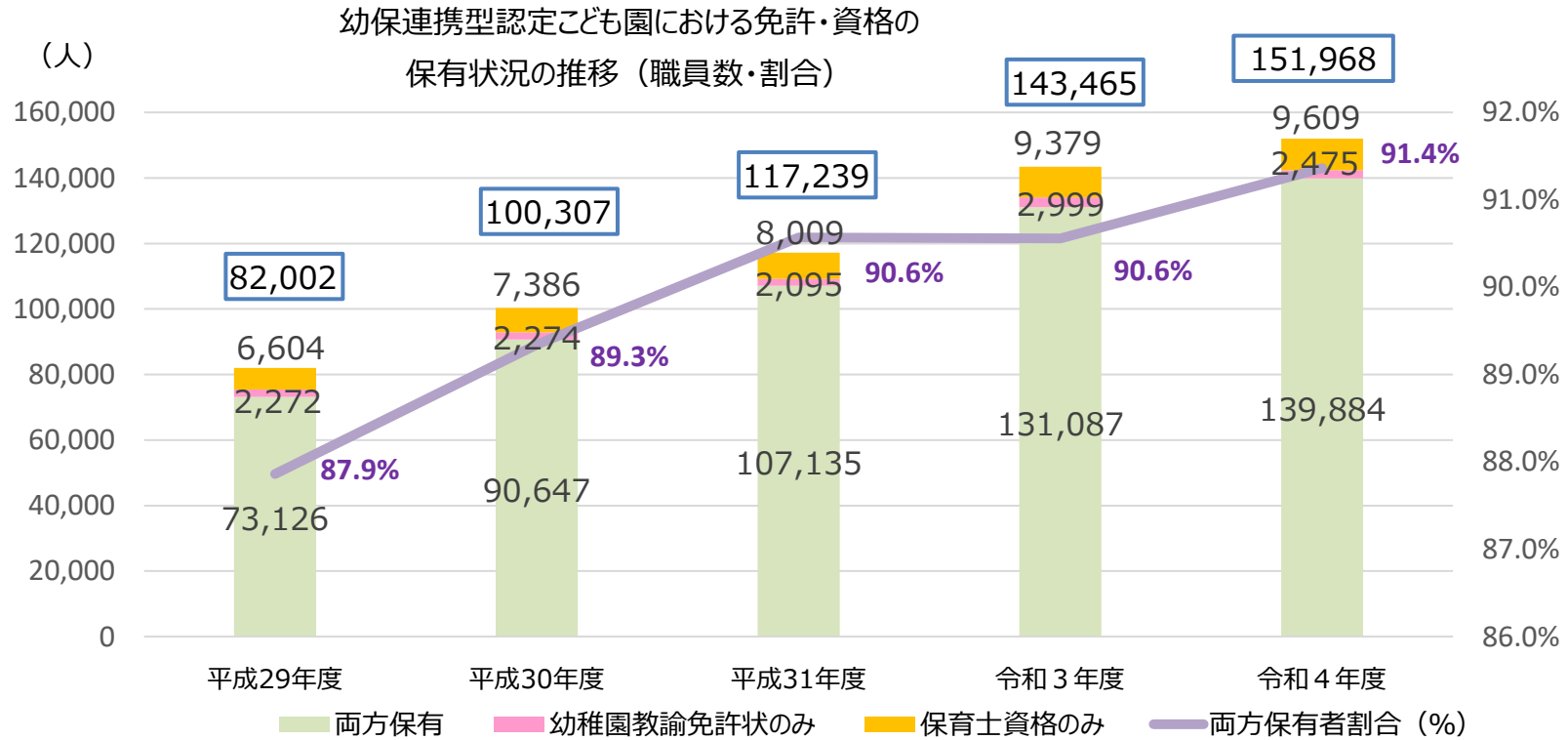
※2 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**2単位**を修得。

※3 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**1単位**を修得。

※4 特例を用いない場合、上記の各科目の他、日本国憲法、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作に関する単位を修得することが必要。

(参考) 幼保連携型認定こども園における免許・資格の保有状況について

- 幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許状・保育士資格を両方保有する職員の割合は改善している。
- 一方で、幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、幼稚園教諭免許状・保育士資格を一方のみ保有している職員数は増加している。



(参考) 幼保連携型認定こども園の数

平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
3,618	4,409	5,137	5,688	6,093	6,475

※ 各年度 4月1日現在

※ 令和2年度は調査を実施せず

(出所) 内閣府「認定こども園調査」